

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和6年4月22日（月） 開会 午後4時00分 閉会 午後4時30分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 13名 法第18条による委員数 26名
欠席委員	山村 京子委員、加藤 日登志推進委員、大島 清隆推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田課長補佐、杉浦係長、細井主査、池田主事、大橋主事、青山
議事録署名者	5 加藤 公健 委員 9 都築 英治 委員

会議の記録

午後4時、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 5番 加藤 公健 委員 9番 都築 英治 委員

また、欠席者は 7番 山村 京子 委員 3番 加藤日登志 推進委員

26番 大島 清隆 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第1 第16号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号31番から44番の14件です。申請内容は、農地の所有権を移転するためのものが13件、使用貸借権を設定するためのものが1件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが11件、農業経営基盤の拡大を図るためが2件、排水管理設のためが1件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが8件、農地を管理することが難しいためが3件、贈与するためが1件、病気で耕作することが難しいためが1件、排水管理設のためが1件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第17号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び日程第3 第18号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第17号議案 農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号5の1件で、転用用途は分家住宅の離れです。面積は、宅地130㎡です。

続きまして日程第3第18号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号22から35の14件です。転用行為別に見ますと、一般個人住宅が8件、駐車場兼資材置き場が4件、店舗用地が1件、粘土等採掘用地が1件です。

今回の申請につきましては一般的な内容のものが多いため、案件説明および資料の配布はございません。個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、4月15日に、都築英治委員と神谷力委員にご協力いただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第19号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第4第19号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号5、6番の2件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

- 日程第5 第20号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第5 第20号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

令和6年度農用地利用集積等促進計画案をご覧ください。農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために農地中間管理機構が作成する計画です。今回は、耕作者の入れ替えに伴う権利の移転となります。権利の移転を受ける者、権利の移転をする者、移転の時期、移転する権利、及び移転する土地の面積は賃借権等設定明細のとおりとなっています。権利の移転をする農地は、合計で195筆、面積は、280,573㎡です。

本日、農用地利用集積等促進計画案の内容についてご了承いただけたら、農地中間管理機構に提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

- 日程第6 報告第4号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第6 報告第4号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号16の1件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号15から23の9件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が4件、駐車場の設置が3件、宅地用地が2件です。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、130から145の16件です。解約事由別にみますと、売却するため10件、転用するため4件、自作するため1件、他者に賃貸するため1件です。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、3の1件です。申請地は、20年以上前に建設された建物と一体的に宅地利用しています。

最後に、事業計画変更についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号2、3の2件です。変更事由としましては、粘土採掘場を農地に復旧、通路を採掘場へ変更、田から採掘場へ追加するため1件、店舗及び駐車場の敷地を変更するため1件です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

・令和6年度安城市農業委員会活動計画（案）について

では、1ページ、資料1をご覧ください。

まず、この活動計画というのは、農業委員会等に関する法律の第6条に規定される農業委員会の所掌事務のうち、本市農業委員会が行おうとする活動の概要を記載することにより、毎年度の当初にその年の活動を前もってご認識いただくために作成しているものでございます。そして、ご覧いただいている1ページからのものが、令和6年度の計画（案）です。ここに挙げた各事業名の下には、令和6年度の予算額と、カッコ内には前年度の予算額及び決算額を記載しております。

では、内容について順にご説明いたします。

前文に続いてまず、「1農地の権利移動、転用等」でございしますが、例年どおり、毎月の定例会で農地法に基づく許可等を審査します。表には、1月の定例会でもご報告いたしました農地法3条、4条及び5条関係の実績を記載しております。

続きまして、「2農地の保全」については、農地パトロール、広報紙等を通じて啓発活動を行うとともに、不耕作農地についての意向確認や無断転用の指導を行います。予算額88万2千円は、農地利用状況調査の謝礼分でございます。

続きまして、2ページに移りまして「3農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等申請に伴う現地調査」については、農振除外及び農地転用に伴う現地調査につきまして、毎月2名の農業委員の方にご協力いただき、実施してまいります。予算額16万8千円は、委員の日当となっております。

また、農地法第3条の申請につきましては、事務局で現地確認をいたしますが、

地域における農業の取組みを阻害するような権利取得を排除するため、地元の農地利用最適化推進委員の現地調査を、意見書の作成に付随して個別にお願いすることもあります。

次に、「4 農地等利用関係紛争処理」につきましては、農地等の利用関係に係る紛争防止のために、及び当事者からの和解仲介の申出があった時は、会長が指名する3人の仲介委員が和解の仲介を行います。

続きまして、「5 農地移動適正化あっせん」につきましては、農業委員会が農業振興地域内の農用地の売買を希望する農家の間に立ち、あっせんを行います。この場合の売り手には譲渡税の特別控除のメリットがありますが、売り手は買い手を指定できず、また、あっせん委員会が指定する、その売買する農地に隣接または近接の農地で耕作している担い手でなければ原則として買い手にはなれません。予算額は、あっせんの申出があった場合のあっせん委員の謝礼分です。

続きまして「6 農地の利用集積と集約化の促進」につきましては、農地中間管理事業による賃借権等の設定を推進することにより、担い手の経営規模拡大と生産性の高い農業経営を確立するため、対象農地の掘り起こしと効率的な利用を促進します。

続きまして3ページをご覧ください。「7 粘土採掘場現地調査」につきましては、これまで同様、春・秋の年2回実施し、農地利用最適化推進委員にご出席いただくことを予定しています。予算5万6千円（各4名ずつ）は、その謝礼の合計額となっております。

次に、「8 農地の賃借料情報の提供」につきましては、過去1年間における農地の実勢賃借料を調査し、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう、平均額・最高額・最低額を市公式ウェブサイトで公表します。ちなみにこの表は、2月の農業委員会でもご説明いたしました。令和4年12月からの1年間の賃借料情報を集計し、現在、目安として公表しているものでございます。

次に「9 経営改善支援」でございしますが、認定農業者の経営改善のため必要となる情報の収集及び提供、研修会や意見交換会を行うとともに、家族経営協定の普及推進を図ります。なお、(1)と(2)には、令和6年1月現在の認定農業者数及び家族経営協定締結農家数を記してございます。

続いて4ページに移りまして、「10 農業者年金普及」では、年1回愛知県農業会議の担当者を招き、説明会や相談会を行いたいと考えております。

続きまして、「11 新規参入促進」については、地域において新たに農業経営に参入する話がございましたら、地域における受入条件の調整や整備を図るとともに、後見人等の役割をお願いいたします。

続きまして、「12 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出」につきましては、令和6年度内の本格的な活動はないかもしれませんが、当面、2

5期体制の終わりごろに、市長へ提出することを目標としたいと考えております。

最後に、「13 その他」として、「先進地視察及び研修」についてでございますが、表にはこれまでの実績が記載してあります。なお、令和6年度は、県外の先進地視察を実施する方向で調整したいと考えております。

この件の説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について杉浦係長より次のとおり説明があった。

1 令和5年度生産調整の実施結果について

令和5年度の集落別生産調整実施結果は表のとおりです。

地区によって転作実施率の達成、未達成はありますが、安城市としては転作実施率が113%となり、生産数量目標を達成しております。

2 女性農業者のつどいについて

5月14日（火）に、へきしんギャラクシープラザで開催されます。女性農業者のつどいは、女性農業委員の皆様が主体となり、女性農業者の情報交流を目的として開催しております。皆様の周りの女性農業者の方にも、お声掛けのご協力をいただきますようお願いします。

3 農業委員会会長・事務局長会議について

5月17日（金）に、愛知県三の丸庁舎で開催されますので、会長が出席をされ、事務局長が随行をいたします。

4 ふれあい田んぼアート2024について

田植えにつきましては、5月18日（土）に実施いたします。ご都合のつく方は、是非ご参加ください。

5 配付物

今年度の安城市職員名簿ができあがりしましたので、お配りいたしました。

6 次回予定

今回は、5月22日（水）の午後1時30分から本庁舎2階第4会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催します。

連絡・報告事項につきましては、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後４時３０分、議長は閉会を宣する。